

# 公 募

令和 7年 3月 5日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門  
釧路拠点長 高村 良治

下記の業務を行う特定の技術等を有する者を公募します。応募される方は、本公募内容を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

## 記

1. 件 名 北海道西部海域における沖合底びき網漁船による操業記録収集業務
2. 募集内容 下記3の業務の請負が可能なる者
3. 業務内容 別紙「仕様書」による
4. 応募資格
  - (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」に格付けされている者であること。
  - (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
5. 提出書類
  - ① 応募申込書（別紙様式）
  - ② 国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し
  - ③ その他参考となる資料
6. 書類の提出場所等
  - (1) 提出期限 令和7年 3月19日 17時
  - (2) 提出場所及び問い合わせ先  
〒085-0802 北海道釧路市桂恋116番地

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門 釧路拠点  
管理チーム（用度担当）

TEL 0154-92-1711

FAX 0154-91-9355

上記5の提出書類を直接又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに到着するよう提出すること。）

## 7. 質疑等

質疑がある場合には、令和7年3月13日までに上記6. あてにファックス又はメール（メールの場合はアドレス照会のこと。）にて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表する。なお、当該日以降に質疑があった場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 8. 応募結果の公表等

応募の結果は、当機構のホームページで公表する。

なお、上記3及び4の要件を満たす応募が一者の場合には、当該者との随意契約に移行するものとする。

また、応募が複数ある場合には、一般競争入札に移行するものとする。その場合には、別途、公告する。

## 9. その他

提出書類の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しないものとする。

また、応募者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

## 10. 契約に係る情報の公表

### （1）公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影

響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本公募の結果、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 北海道西部海域における沖合底びき網漁船による操業記録収集業務
2. 業務目的 

本業務は、水産庁委託事業「水産資源調査・評価推進委託事業」の遂行のため、大臣許可による「沖合底びき網漁業」の許可を持つ漁船（以下、沖合底びき網漁業という）における底魚類の操業状況について明らかにすることで、資源評価の信頼性向上に資することを目的とする。

現在、漁業者から国に提出される沖合底びき網漁業漁獲成績報告書（以下、沖底漁績という）には、1日あたりの種類別漁獲量に関する記載があるものの、操業1網ごとの記載とはなっておらず、漁場を移動しながら漁獲された場合など、詳細な操業状況を把握することが困難であり、資源実態を反映した資源量指標値を得ることが困難である。これまで得られてこなかった操業1網ごとの詳細な漁獲記録を用いて解析をすることにより、資源実態を反映した底魚類の資源量指標値を用いた資源評価が可能となる。そこで本業務では、北海道西部海域での沖合底びき網漁船の漁期中（4月1日～翌3月15日）における底魚類の詳細な操業記録を得ることを目的とする。
3. 業務場所 北海道西部海域（特に積丹沖、余市沖、雄冬沖、武蔵堆、島周辺）
4. 業務期限 令和8年3月19日
5. 数 量 1式  
操業1網ごとの操業情報（記載する項目は資料1参照） 4隻分  
天候等により変動があるが、1隻あたり1日平均4操業（網）を想定。
6. 納入場所 北海道釧路市桂恋116  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 釧路庁舎
7. 業務内容
  - 1) 本業務は、北海道西部海域の主に北緯44度30分以南において操業する沖合底びき網漁船（100トン以上船）から、操業ごとの「操業月日」「（その日の）操業番号」「曳網開始時刻」「操業位置（農林漁区）」「水深」「底の状態」「5魚種（スケトウダラ、ホッケ、マダラ、ソウハチ、マガレイ）の漁獲量」「主な狙いの魚」を含む操業情報を収集し、水産資源研究所にて用意する標本船野帳（参考：資料1）に記載し提出する業務である。

- 2) 本業務を実施するのに必要となる沖合底びき網漁船は、北海道西部海域の主に北緯44度30分以南（特に積丹沖、余市沖、雄冬沖、武蔵堆、島周辺）で操業する漁船のうち4隻とする。
- 3) 沖合底びき網漁船には当所が提供する水温・水深の記録可能なデータロガーを設置し、期間中2回程度交換すること。
- 4) 対象とする期間は、令和7年4月1日から令和8年3月15日まで（休漁期の6月中旬から8月を除く）とする。
- 5) 収集した操業情報を記載した標本船野帳は、業務期限までに国立研究開発法人水産研究・教育機構釧路庁舎に提出する。なお、業務期限内であれば記載済みの標本船野帳は随時提出して構わない。

8. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

